破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２０１号
静岡県富士市厚原2089番地の８
債務者　齊藤　孝雄
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２０５号
静岡県富士市岩本1887番地の１　コーポラス日向103号、前住所富士市松岡92番地の３影山マンション101号
債務者　佐野恵美子
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２７９号
奈良県大和高田市大中南町４番53―402号ルミエール弐番館
債務者　丸瀬　忠之
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２８０号
奈良県大和高田市大中南町４番53―402号ルミエール弐番館
債務者　丸瀬　久美（旧姓久保田・岡田）
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２８１号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番11―103号
債務者　河野　靭子
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２８８号
奈良県大和高田市甘田町10番13―101号　エクシブタカダ、前住所奈良県葛城市長尾191番地１
債務者　松村　仁司
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２９５号
奈良県葛城市疋田216番地９　アネックスＢ棟101号
債務者　森本　康嗣
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１８５３号
名古屋市南区元鳴尾町248番地　ＭａｓｔＴｏｗｎ南の杜301号
債務者　山本　奈々（旧姓横浜）
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１号
岩手県二戸市野々上字熊野89番地３
債務者　松田　　遥
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月21日午前11時30分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第５０１号
栃木県大田原市美原１丁目14番16号　渡部コーポ202号、前住所栃木県大田原市下石上1639番地13　ライフメイト野崎205号
債務者　和野　正倫（旧姓前澤）
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６００号
栃木県宇都宮市長岡町842　宇都宮西ヶ丘病院、住民票上の住所栃木県真岡市久下田西７丁目19番地１
債務者　成年被後見人　内田　　孝
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６１５号
栃木県宇都宮市川俣町272番地
債務者　阿久津智恵子
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６２３号
栃木県栃木市大平町西水代2991番地５　リビエル悠々202号
債務者　仲野眞佐子
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６３２号
栃木県真岡市久下田1521番地13
債務者　米川　孝一
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６３３号
栃木県真岡市久下田1521番地13
債務者　米川由美子
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６３６号
栃木県芳賀郡益子町大字塙874番地２　益子宿舎２号棟206、前住所栃木県佐野市船越町391番地１
債務者　池田亜矢子
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係